
プロジェクト 保険契約

項目

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」

－提案の概要及びコメント対応方針案

I. 本資料の目的

1. 本資料は、国際会計基準審議会（IASB）が 2019 年 6 月 26 日に公表した公開草案「IFRS 第 17 号の修正」（以下「修正 ED」という。）（コメント期限は 2019 年 9 月 25 日）の提案の概要¹についてご説明することとともに、コメント対応方針案を説明することを目的としている。

II. 経緯

2. IASB は、2017 年 5 月に IFRS 第 17 号「保険契約」（以下、「IFRS 第 17 号」という。）を公表した。2021 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用することとされていた。
3. IASB は、IFRS 第 17 号の導入を支援するために 2017 年 9 月に移行リソース・グループ（以下、TRG という。）を組成し、2018 年 2 月から 2019 年 4 月まで TRG 会議を 4 回開催した。
4. IASB は、TRG での議論、及び、利害関係者から提起された懸念及び実務上の課題（後述、EFRAG のレターを含む）等を踏まえ、2018 年 10 月の IASB ボード会議で IFRS 第 17 号の修正の可能性について議論を開始した。同月の IASB ボード会議で、IFRS 第 17 号の修正候補として 25 項目を識別した。
5. 2018 年 11 月から 2019 年 3 月までの IASB ボード会議での 25 項目の個別審議の結果を踏まえ、2019 年 4 月の同会議において 8 領域を修正することを暫定決定した。
6. 今般、IFRS 第 17 号の的を絞った修正として、修正 ED を公表した。
7. IASB は修正を提案するにあたって、当該修正が適用する企業にとって有益なものであり、かつ、以下の両方に該当する場合は、正当化しうる、としている。
 - (1) 基準の根本原則を変更しない。
 - (2) すでに進められている導入作業を過度に混乱させることや、IFRS 第 17 号の発

¹ 修正 ED のコメント提出者への質問は、別紙参照

効日の過度の遅延のリスクを生じさせることを避ける。

III. 修正 ED の概要

修正 ED で基準の修正の提案が行なわれた項目

8. 以下の 8 領域（及び軽微な修正）について修正が提案されており、各々コメントが求められている。

トピック		修正内容
1	範囲：保険リスクを移転する貸出金	保険契約者の義務の決済のためだけに保険カバーを提供するものについては、IFRS 第 17 号又は IFRS 第 9 号「金融商品」の選択適用を許容する。必要な経過措置を定める。
	範囲：保険カバーを提供するクレジットカード	保険カバーを提供するクレジットカード契約のうち、顧客との契約の価格設定において個々の顧客に関連した保険リスクの評価を企業が反映していないものは、IFRS 第 17 号の範囲から除外する。
2	保険獲得キャッシュ・フロー	将来の更新契約に係る保険獲得キャッシュ・フローは、当該更新契約が認識されるまで資産として認識の上、同資産の回収可能性を各期間において評価する。必要な開示要求事項を定める。
3	CSMの償却：カバー単位	保険カバーと、投資リターン・サービス（直接連動有配当契約以外の契約）又は投資関連サービス（直接連動有配当契約）の両方を考慮して決定されるカバー単位に基づいて、CSM を配分することを要求する。必要な開示要求事項を定める。
4	再保険	当初認識時に不利な保険契約に係る損失を認識した企業に、保有する再保険契約（ただし、比例カバーに限る）に係る利得を純損益に認識することを要求する。
5	資産グループと負債グループの表示	財政状態計算書における保険契約資産及び負債の表示を、保険契約グループではなく保険契約ポートフォリオを使用して決定することを要求する。
6	リスク軽減の例外処理	企業が保有する再保険を使用して金融リスクを軽減するとき、企業が直接連動有配当保険契約にリスク軽減オプションを

	の適用	適用することを許容する。
7	IFRS 第 17 号の強制発効日の延長	IFRS 第 17 号の強制発効日を 1 年延長する (強制発効日を 2022 年 1 月 1 日に延長)
	IFRS 第 9 号の一時的適用除外の期限延長	IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の期限を 1 年延長する (IFRS 第 9 号の適用は 2022 年 1 月 1 日から)
8	経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約が取得される前に発生した保険金の決済に関連する負債の分類に関して、修正遡及アプローチに特定修正を追加し、公正価値移行アプローチにも同様の救済措置を追加する。 ● リスク軽減オプションを IFRS 第 17 号への移行日から (当初適用日からではなく) 将来に向かって適用することを認める。 ● リスク軽減オプションを適用する直接連動有配当保険契約のグループに、一定の条件の下、公正価値移行アプローチを使用することを認める。
9	軽微な修正	年次改善で取扱える程度の軽微な修正 (15 件)

検討して IFRS 第 17 号の修正を提案していない項目

9. 一方、検討したが修正しないことを決定した項目のうち主なものは以下のとおりである。修正 ED に付属する「結論の根拠」には、修正しない理由が記載されている。

	トピック	関連する IFRS 第 17 号の要求事項
1	集約レベル (年次コホート)	融通条項のある契約についても、年次コホートの適用を求める。
2	経過措置	修正項目「8」の 3 点を除き修正しない。
3	BS での区分表示	未収保険料等の区分表示を認めない。
4	保有する再保険: 契約の境界線	保有する再保険の CF には、今後発行される見込みの基礎となる契約に係る CF も含める。

IV. 修正 ED の主な項目の分析

GSM の償却：カバー単位

修正案の概要

10. 保険カバーと、投資リターン・サービス（直接連動有配当契約以外の契約）又は投資関連サービス（直接連動有配当契約）の両方を考慮して決定されるカバー単位に基づいて、CSM を配分することを要求する。必要な開示要求事項を定める。

修正案の分析

11. 直接連動有配当保険契約は実質的に投資関連サービス契約であることから、同契約のカバー単位に投資関連サービスを含めることは一定の合理性はあるのではないか。
12. また、直接連動有配当保険契約以外の保険契約においても、投資に関連したサービス（投資リターン・サービスと命名されている。）を提供しているものもあるため、同契約のカバー単位に投資リターン・サービスを含めることも一定の合理性はあるのではないか。
13. 「投資リターン・サービス」が存在するかどうかの評価は見積もりや判断に多く依存する。このため、提案されている追加の開示案は、サービス提供のパターンに関する有用な情報を財務諸表利用者に提供するために必要であるとの IASB 提案を否定するのは困難ではないか。

再保険

修正案の概要

14. 当初認識時に不利な保険契約に係る損失を認識した企業に、保有する再保険契約（ただし、比例カバーに限る）に係る利得を純損益に認識することを要求する。

修正案の分析

15. 当初認識時に生じる、基礎となる保険契約と保有している再保険契約の間の会計上のミスマッチに取り組んだ内容であり、IASB の提案の方向性について否定するものではないのではないか。

「比例的なカバーを提供する保有している再保険契約」の定義について

16. 一方で、EFRAG（欧州財務報告諮問グループ）の本 ED に対するドラフト・コメント・レターにおいて以下の点に関して懸念が聞かれているため、ご参考までに概要を紹介する。

- (1) IASB は、用語の定義において「比例的なカバーを提供する保有している再保険契約」を定義することを提案している。これによると、「基礎となる保険契約グループについてのすべての発生保険金の一定割合 (a percentage of all claims incurred) を保険者から回収する権利を企業に提供する」ものが、比例的なカバーを提供すると定義されることが提案されている。
- (2) この定義によれば、ED による修正の対象は、いわゆる Quarter Share 型の再保険契約 (対象となるすべての契約を単一の割合で出再する) に限定されているものと解されるが、比例的なカバーを提供する再保険契約 (保険事故が発生したときの出再者と再保険者の責任分担額が一定の割合で決まっている再保険契約) には「対象となる契約を様々な割合で出再する再保険契約」(いわゆる Surplus 型) もあり、これらが対象外となる可能性もある。

IFRS 第 17 号の強制発効日の延長

修正案の概要

17. IFRS 第 17 号の強制発効日を 1 年延長する (強制発効日を 2022 年 1 月 1 日に延長)。

修正案の分析

18. 1 年の延長は、IFRS 第 17 号の考え得る修正を検討するという IASB の決定によって生じた発効日に関する不確実性、IFRS 第 17 号が保険契約の既存の会計実務における多くの不備に対処するために緊急に必要とされている基準であること、及び、基準の発効日の過度の遅延は、特に導入プロジェクトが進んでいる企業について、作業量とコストを増大させることになることとのバランスを考慮して決定されており、否定するものではないのではないか。

V. コメント対応方針 (案)

19. ASBJ 事務局のコメント・レター作成の対応方針案は、以下のとおりである。
- (1) 一般論として、一度公表した基準をその発効日前に修正することは、IFRS 基準全体 (及び IFRS 基準を開発する IASB) の信頼性を損なう可能性があるため、望ましいことではないのではないか。
- (2) 今回の改正は例外的に許容せざるを得ないと考えるが、これ以上発効日を遅らせるべきではないのではないか。
20. 同 ED で修正提案されている項目は、修正しないと誤った情報提供となる可能性が大きいもの又は導入の実務上の課題に対応するものに限定されており、かつ、修正

が、すでに準備を始めている関係者に与える影響も十分考慮して決定されていると考えられる。

また、各修正項目を詳細に検討したが、反対のコメントを提出しなければならない論点は発見されなかった。

21. したがって、同 ED で修正提案されている項目には、賛成することとしてはどうか。
22. また、修正が提案されていない項目についても、コメントしないことでどうか。

ディスカッション・ポイント

修正 ED に対するコメント対応方針について、ご質問があればいただきたい。

以 上